

大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられました皆様へ

この度の地震による被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。
当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

(2) 保険金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

*災害救助法が適用されている地域は次のとおりです。

(平成 30 年 6 月 19 日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 30 年 6 月 18 日	【大阪府】 大阪市（おおさかし） 豊中市（とよなかし） 吹田市（すいたし） 高槻市（たかつきし） 守口市（もりぐちし） 枚方市（ひらかたし） 茨木市（いばらきし） 寝屋川市（ねやがわし） 箕面市（みのおし） 摂津市（せつつし） 四条畷市（しじょうなわてし） 交野市（かたのし） 三島郡島本町 （みしまぐんしまもとちょう）	大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 *災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

以上